

令和3年4月28日

一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会会長 様

鹿児島県環境林務部
廃棄物・リサイクル対策課長

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書の提出に係る周知について
(依頼)

産業廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、前年度に産業廃棄物を1,000トン以上(特別管理産業廃棄物の場合は50トン以上)排出した事業場を設置している事業者は、毎年度6月末までに産業廃棄物処理計画を作成し、知事(鹿児島市内の事業場については鹿児島市長)に提出することが義務付けられています。(法第12条第9項及び法第12条の2第10項)

また、同計画を提出した事業者は提出した計画に対する実施状況を翌年度に報告することが義務付けられています。(法第12条第10項及び法第12条の2第11項)

については、産業廃棄物処理計画書等の提出について、貴会の広報誌やホームページ等を通じ、会員企業等へ周知くださるよう御配慮をお願いします。

なお、提出方法や様式等については、県ホームページ(ホーム >事業者の方々 >くらし・環境 > 廃棄物・リサイクル > 産業廃棄物に関する報告 > 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画等の提出について)に掲載しておりますので、御参照ください。

(連絡先)

廃棄物・リサイクル対策課
産業廃棄物係 担当：内田
TEL：099-286-2650
FAX：099-286-5545
E-mail：emsangyo@pref.kagoshima.lg.jp